

外構部の木質化対策支援事業助成金公募要領

30 全木協連発第 1 1 3 2 号

第 1 (趣旨)

外構部の木質化対策支援事業 (以下「外構実証事業」といいます。)に係る公募については、この要領に定めるところによるものとします。

第 2 (公募対象助成事業)

外構実証事業が採択され、外構部の木質化の実証を行う事業者 (以下「外構実証事業者」といいます。)には、別添 1 「外構実証事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第 3 (外構実証事業者の申請の要件)

外構実証事業に申請できる者 (以下「外構実証事業申請者」といいます。)は、外構実証事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であって、以下のすべての要件を満たす者とします。

- ア 「別添 1」に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること
- イ 外構実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること
- ウ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- エ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ロゴ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去 5 年以内にこれらに該当したことがある者 (以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

第 4 (外構実証事業の対象とすることができる施設)

外構実証事業の対象とすることができる施設 (以下「実証対象施設」といいます。)は次の要件を満たす施設とします。

- ア 塀、柵その他これに類する外構施設 (以下、「塀等」という。)で、一施設につき、 0.05 m^3 以上かつ塀等の延長 1 m 当たり 0.02 m^3 以上の木材等を用いて整備する施設
- イ ア以外の外構施設 (建物の外部にあるデッキ、門柱・門扉、ボードウォーク、簡素なカーポート等の工作物) で、一施設につき、 0.2 m^3 以上の木材等を用いて整備する施設
- ウ 基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができない施設
- エ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの
- オ 反社会的勢力が整備し、若しくは所有するものでないこと

第5（外構実証事業において使用する木材及び助成対象金額等）

- 1 外構実証事業において使用する木材は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下「クリーンウッド法」という。）に基づき合法性が確認された合法伐採木材（木材・木製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドラインに基づく合法木材を含む。以下同じ。）とします。

また、地際若しくは基礎に接する部分等に木材を使用する場合には、別紙に定める耐久性を有する木材を使用するものとします。

- 2 助成対象となる経費は、非住宅及び住宅の外構部の木質化の実証に必要な経費とし、以下の区分に応じて助成するものとします。なお、助成金額については、千円未満切り捨てとします。

（1）塀等（第4アに該当）

- ① クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用して施工する場合、塀等の延長1m当たり30,000円の定額助成とします。
- ② クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者（以下「登録事業者」という。）が合法伐採木材を供給する場合、若しくは登録事業者が施工する場合は、塀等の延長1m当たり40,000円の定額助成とします。
- ③ 実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合、塀等の延長1m当たり50,000円の定額助成とします。

ただし、①から③のいずれの場合も一施設当たりの助成金の上限額は5,000,000円とします。

（2）（1）を除く外構施設（第4イに該当）

- ① クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用して施工する場合、外構施設の木材使用量1m³当たり300,000円の定額助成とします。
- ② 登録事業者が合法伐採木材を供給する場合、若しくは登録事業者が施工する場合は、外構施設の木材使用量1m³当たり400,000円の定額助成とします。
- ③ 実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給及び当該施設の施工の過程で当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合、外構施設の木材使用量1m³当たり500,000円の定額助成とします。

ただし、①から③のいずれの場合も一施設当たりの助成金の上限額は10,000,000円とします。

なお、建売の住宅団地や公園施設の整備等、複数の施設を含む事業（プロジェクト）ごとの上限額は30,000,000円とします。

第6（外構実証事業者の事業申請書の作成等）

外構実証事業申請者は、外構実証事業申請書（以下「事業申請書」といいます。）（様式1号）及び付属資料を申請対象施設の所在する都道府県の地域木材団体（別添2）を経由して、全木協連に提出するものとします。

第7 (外構実証事業申請書等の提出期限等)

1 提出期限等

- (1) 西暦2019年4月24日(水)から西暦2019年10月31日(木)17時(郵送の場合は当日の消印有効)までとします。
- (2) 申請書の提出場所
外構実証事業に申請する施設の住所のある別添2に定めた地域木材団体とします。
(注) 郵送の場合は、封筒に「外構実証支援対策事業申請在中」と記入してください。
- (3) 申請書の作成及び事業の内容等に関する問い合わせ先 (事務局 全国木材協同組合連合会内 外構実証事業事務局 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル TEL 03-3580-3215 FAX 03-3580-3226 info@zenmoku.jp)
- (4) 提出物
 - ア 第6の申請書
 - イ 実証対象施設の規模・概要等が分かる資料 (平面図、立面図、仕様書 等)
 - ウ 実証対象施設の整備費の内容が確認できる資料 (見積書 (材料費、施工費等の内訳が判別できるもの))
 - エ 実証対象施設の木材使用量が判断できる資料 (仕様書、木拾い表 等)
 - オ 申請者が建設業を生業としていることの証明 (建設業許可、過去の施工実績、その他資格)
- (5) 提出にあたっての注意事項
 - ア 提出した申請書は返却しません。
 - イ 提出した申請書は、変更または取り消しができません。
 - ウ 申請書に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
 - エ 申請要件を有しない者が提出した申請書は無効とします。
 - オ 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - カ 申請書は、提出者に無断で当該事業以外に使用しません。

- 2 申請者は、一度に複数の施設をまとめて申請することができます。ただし、その場合は施設ごとに付属資料を添付するものとします。

第8 (外構実証事業申請の受付について)

地域木材団体は、外構実証事業者に対して事業申請受付書 (様式2号) をもって通知します。

第9 (外構実証事業の採択について)

(1) 審査方法

第7の(3)の事務局は、提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準等に従って審査を行ったうえで、外構実証事業を決定します。

(2) 審査の観点

第7の(3)の事務局は、事業内容及び実施時期、事業の効果、申請者の適格性などについて審査します。

(3) 審査結果の通知

第7の(3)の事務局は、審査結果通知書(様式3号)をもって外構実証事業申請者に通知します。

第10 (外構実証事業の実施及び注意点)

- (1) 外構実証事業者は、審査結果通知書(様式3号)により外構実証事業が採択された場合は、別に定める外構部の木質化対策支援事業助成金交付規程に基づき速やかに実施してください。
- (2) 審査結果通知書(様式3号)に記載された日付以前に施工着手した外構実証事業は、助成対象外とします。
- (3) 事業内容の著しい変更が発生する場合は(助成見込み額の大幅な変更を含む。)、事前に地域木材団体と協議しその指示に従うものとします。

第11 (外構実証事業の申請の取下げ)

- (1) 外構実証事業者は、外構実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかに外構実証事業採択取り下げ申請書(様式4号)を全木協連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- (2) 全木協連は、取り下げ申請書(様式4号)の内容を審査した上で、外構実証事業採択取り下げ承認書(様式5号)により、外構実証事業者に個別に通知することとします。

第12 (状況の報告)

全木協連及び地域木材団体は、必要に応じ、外構実証事業者に対し、外構実証事業の進捗状況に関する報告を個別に求めることができるものとします。

第13 (交付申請書の提出)

- (1) 外構実証事業者は、実証対象施設の整備完了後、速やかに実証対象施設の記録写真を含む外構実証事業助成金交付申請書(以下「交付申請書」といいます。)(様式6号)1部及び外構部の木質化の実証で得られた情報等に関する報告書(様式7号)1部に、以下に掲げる付属資料を添付し、地域木材団体に提出してください。
なお、「事業が完了した日」とは、事業対象施設の施工が終了した日とします。
ア 実証対象施設の規模・概要等が分かる資料(平面図、立面図、仕様書等)
イ 実証対象施設の整備費の内容が確認できる資料(領収書又は請求書(材料費、施工費等の内訳が判別できるもの))
ウ 実証対象施設の木材使用量が判断できる資料(仕様書、木拾い表等)
エ 合法伐採木材を使用していることが確認できる書類(「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく団体認定番号若しくは合法伐採木材であることが記載されている納品書等)
オ 実証対象施設に使用した木材の耐久性を証明する資料
- (2) 外構実証事業者は、(1)の交付申請書を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第14 (外構実証事業の対象施設の検査)

全木協連及び地域木材団体は、必要に応じ、外構実証事業の対象施設の現地検査を行うことができるものとします。

第15 (助成金の額の確定等)

全木協連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が外構実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書(様式8号)により、その結果を外構実証事業者に通知するものとします。

第16 (助成金の支払い)

外構実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、交付決定通知書の写しを添付して助成金交付請求書(様式9号)を全木協連が指定する期日までに全木協連に提出しなければなりません。

第17 (採択及び交付決定等の取り消し)

(1) 全木協連は、外構実証事業者がアからオまでのいずれかに該当するときは、外構実証事業者に対して、採択または助成金交付の全部若しくは一部を取消することができるほか、交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。

ア 第6に定める外構実証事業申請書(様式1号)の内容が、第13に定める交付申請書(様式6号)の内容と著しく異なる場合(事前に地域木材団体に協議があった場合を除く)

イ 外構実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合

ウ 外構実施事業者が、外構実証事業に関して不正又は虚偽の報告等を行った場合

エ 外構実証事業者が、外構実証事業に関して不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定された場合

オ 外構実証事業者が、検査に協力しなかった場合

(2) 外構実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければなりません。

(3) 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第18 (経理書類の保管等)

外構実証事業者は、外構実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

第19 (その他)

全木協連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、個人情報保護に配慮した上で公表できるものとします。

(附則)

この通知は、西暦2019年4月24日から施行するものとします。

外構実証事業の内容について

1 趣旨

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で木材需要の拡大を図るには、これまで木材利用が低位であった分野を中心に需要を開拓することが必要です。

このため、高い展示効果が期待される非住宅及び住宅の外構部の木質化の実証に取り組む事業者を支援し、

- ① 工務店、施主等における木製外構の認知度の向上、
- ② 工務店、施主等に対する防腐処理等の木材に係る正しい知識の普及等に取り組むこととします。

2 事業概要

全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）が、外構部の木質化の実証を行う工務店等の事業者（以下、「外構実証事業者」という。）の公募・審査・選定等を行い、選定された外構実証事業者が行う非住宅・住宅の外構部の木質化の実証に係る経費を助成します。

当該事業における実証とは、これまであまり木材利用が進んでいなかった外構部において、木材の使用が（一定の配慮・工夫等を行うことにより）可能であることを示すため、実際に木製外構施設を施工していただき、以下のような内容（現時点での想定）を報告していただくことを指します。

- ① 本実証事業に取り組んだきっかけについて
- ② 本実証事業に使用した木材等について
- ③ 施主とのコミュニケーションについて
- ④ 木製外構の普及の可能性について

また、全木協連は、事業終了後も外構部への木材利用が普及するよう、外構実証事業者への助成実績等を基に木質化のコスト、効果、事例の分析等を実施します。

別添 2

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	e-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0003	札幌市中央区北三 条西 7 丁目 5 番地 1-2 ^{道庁} 西ビル 2 階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104- 1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1- 8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林 会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会 館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153 番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277 番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社) 群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社) 埼玉県木材協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 1-14-13	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社) 千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800 番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyogmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9- 149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社) 山梨県木材協会	400-0047	甲府市徳行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com

(一社) 東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1-7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合技術センター木材研究所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp
(公社) 石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8114	福井市羽水 3-110 木材会館内	0776-35-5663 0776-35-7212	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301 号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社) 愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原 2-18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市におの浜 4-1-20 林業会館内	077-524-3827 077-522-4258	s-mokkyo@mx.bw.dream.jp
(一社) 京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内畑町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社) 大阪府木材連合会	559-0026	大阪市住之江区平林北 2-2-16 平林木材会館本館 3 階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hygomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町 5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp

和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市西浜 1660 和歌山木材会館内	073-446-0592 073-444-0498	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社) 島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp
(一社) 岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社) 広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
一般社団法人山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社) 香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社) 愛媛県木材協会	790-0003	愛媛県松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社) 高知県木材協会	780-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社) 福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3-10-27 天神チカモビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@mb.infoweb.ne.jp
(一社) 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278-4 森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社) 長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社) 熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1-1114 熊本県木材利用普及研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki-mokuzai.or.jp

(一社) 鹿児島県木材協会連合 会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社) 沖縄県木材協会	900-0033	那覇市久米 2-2-10 那覇商工会議所 4F	098-868-3656 098-863-6431	moku@luck.ocn.ne.jp

<別紙>

「外構部の木質化対策支援事業助成金交付規程」第5に規定する耐久性を有する木材は以下のとおりとします。

- ① 地際若しくは基礎に接する部材は、JAS規格の性能区分K4またはAQ認証1種相当の処理を施したものとします。
- ② ①以外の部材は、JAS規格の性能区分K3以上またはAQ認証2種相当以上の処理を施したもののまたは木材保護塗料若しくは表面処理薬剤により処理されたものとします。
- ③ 地際若しくは基礎に接する部材及びそれ以外の部材それぞれについて、上記と同等程度の耐久性を有すると認められる部材とします。

なお、AQで認証された屋外製品部材（B-3）は、上記と同等の性能を有するものとして取り扱うこととします。

【留意事項】

- 1 ③の部材の耐久性については、企画運営委員会の意見を聞いて、全木協連が判断・決定します。
- 2 申請者は、外構実証事業に使用した木材について、①に掲げる規格等に合致していることを示す書類及び②、③に掲げる規格等に合致していることを示す書類若しくはその耐久性を示す書類を添付することとします。
- 3 完了検査においては、耐久性を証明する書類の事実関係を確認するため、納入元に証明書類の内容を確認する等の措置を実施する場合があります。
- 4 申請者は、外構実証事業に使用した木材の耐久性について必ず施主に説明し、理解を得ることとします。